

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁸〕

養老保険(福利厚生プラン)の保険料

Q. 当社では役員・従業員の退職金の準備手段を検討していたところ、保険会社から、養老保険の「福利厚生プラン」をすすめられました。この場合の保険料にかかる税務上の取り扱いはどうなりますか。

なお、年払い保険料は全員分で100万円になり、特約はつけません。又当社は同族会社ではありません。

契約者	会社	
被保険者	役員・従業員全員	
保険金受取人	満期	会社
	死亡	被保険者の遺族
保険種類	養老保険(福利厚生プラン)	

A. 原則として主契約保険料の2分の1は保険料積立金などの勘定で資産に計上し、残りの2分の1は福利厚生費などの勘定で、期間の経過に応じ損金に算入します。

したがって、設問のケースでは以下の仕訳をします。

借方		貸方	
保険料積立金	50万円	現金預金	100万円
福利厚生費	50万円		

但し、部課長など、特定の人だけを被保険者とする場合には、保険料の2分の1は福利厚生費ではなく、被保険者に対する給与となります。

また、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合、たとえ役員・従業員の全員が加入しているとしても、同族関係者分の保険料の2分の1は

福利厚生費でなく給与になります。

なお、被保険者の給与として取り扱われる場合、保険料の支払い方法が一時払いや短期払いであったり、保険料を前納したときには、通常、保険料の2分の1は賞与とみなされます。役員が被保険者である場合には、役員の給与としての取り扱いとなり、臨時的給与とみなされ損金不算入となるので留意してください。

参考 福利厚生プランの概要

福利厚生プランは、法人企業の福利厚生制度の充実を目的に、以下の契約形態で加入する養老保険です。

保険種類	養老保険
契約者	会社
被保険者	役員・従業員(原則として全員加入)
満期保険金受取人	会社
死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

福利厚生プランに加入すれば、会社のニーズや資金繰りの状況にあわせて毎期の資金負担を平準化できるだけでなく、法人が受け取る満期保険金は、退職金の支給原資等として活用できます。

また、被保険者である役員・従業員が死亡したときには、死亡保険金が保険会社から直接被保険者の遺族に支払われます。

そのときには、法人が積み立てていた保険料積立金は雑損失としての処理を行います。

なお、主契約保険料の2分の1および災害・疾病関係特約保険料の金額は原則として、期間の経過に応じて損金に算入できます。

そのため、福利厚生プランは、「ハーフタックスプラン」とか「2分の1養老」などとも呼ばれています。

(税制委員会：小林秀子、麿秀行グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本 社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
U R L: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。

